

東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまへ

九州電力から電気料金の特別措置に関するお知らせです。

1 電気料金の早収料金の適用について

- 早収期限を過ぎて電気料金をお支払いになった場合でも、遅収料金を適用いたしません。

(注) 通常、早収期限を超過してお支払いいただく場合は、早収料金にその3%を加算した遅収料金を申し受けることとなりますが、平成23年3月分から5月分までは、遅収料金を適用いたしません。

2 電気料金の支払期限の延長について

- 平成23年3月分は3か月間、平成23年4月分は2か月間、平成23年5月分は1か月間、それぞれの電気料金の支払期限を延伸いたします。

適用にはお手続きが必要です。

詳しい内容については、下記の営業所までお問合せください。

(お問い合わせ先) 九州電力株式会社

中津営業所	TEL (0120) 986-501	日田営業所	TEL (0120) 986-502
別府営業所	TEL (0120) 986-503	大分営業所	TEL (0120) 986-504
三重営業所	TEL (0120) 986-505	佐伯営業所	TEL (0120) 986-506